

平成 2 7 年 度

田 畑 売 買 価 格 等 に 関 す る 調 査 結 果

平成 2 8 年 3 月

宮 城 県 農 業 会 議

は し が き

平成27年度の「田畑売買価格等に関する調査」の結果がまとまりました。

この調査は、全国農業会議所の企画により、全国統一の手法によって、市町村農業委員会の協力により、平成27年5月1日を調査時点として、実際に取り引されたと思われる農地価格等を調査するもので、農地中心の調査としては、この調査が最も貴重なものと思います。

この調査が、農地価格の動向を知る資料として、関係機関にご活用いただければ幸いです。

なお、この調査にご協力をいただいた県下市町村農業委員会の関係者各位に深く感謝いたします。

平成28年3月

一般社団法人宮城県農業会議

目 次

調査区分	1
表1-1	10a 当たり固定資産税評価額（田）	8
	10a 当たり固定資産税評価額（畑）	9
表1-2	農振法の区域区分別10a 当たり固定資産税評価額	10
表1-3	都市計画法の区域区分別10a 当たり固定資産税評価額	11
表2	農用地区域内の耕作目的自作地売買価格の傾向	12
表2-1	耕作目的自作地売買価格の上昇の理由（中田）	13
	耕作目的自作地売買価格の上昇の理由（中畑）	14
表2-2	耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由（中田）	15
	耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由（中畑）	16
表2-3	耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由（中田）	17
	耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由（中畑）	18
表3-1	10a 当たり自作地売買価格（田）	19
	10a 当たり自作地売買価格（畑）	20
表3-2	農振法の区域区分別10a 当たり自作地売買価格	21
表3-3	都市計画法の区域区分別10a 当たり自作地売買価格	22
表3-4	10a 当たり固定資産税評価額と自作地売買価格の対比	23
表4-1	10a 当たり自作地売買価格の推移（昭和31年～平成4年）	24
表4-2	10a 当たり自作地売買価格の推移（平成5年～）	26
表5-1	農地の使用目的変更（転用）売買価格	27
表5-2	使用目的変更（転用）売買価格の推移	28
平成27年	「田畑売買価格等に関する調査」実施要領	30
平成27年	「田畑売買価格等に関する調査」調査票（A）記入の手引	32
平成27年	「田畑売買価格等に関する調査票」（A）	37
平成27年	「田畑売買価格等に関する調査」調査票（B）記入の手引	39
平成27年	「田畑売買価格等に関する調査票」（B）	45

調 査 結 果

表1-1 10a 当たり固定資産税評価額 (田)

単位：千円

地域地帯別	区域区分別	都市計画法の線引のある市町村										同法の線引のない市町村		全市町村の調査地区全体の平均価格
		農用地区域内					農用地区域以外の区域					市街化区域	市街化区域以外	
		市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域	その他区域	平均				
平均		102	101	102	301	92	223	24,544	108	97	106			
農業地域類型	都市的地域	109	—	109	539	—	539	30,943	102	96	107			
	平地農業地域	99	107	103	91	102	97	9,926	106	93	106			
	中間農業地域	94	96	95	81	95	88	13,696	124	117	114			
	山間農業地域	98	94	95	86	67	75	5,150	77	64	82			
耕地率地帯	都市地帯	101	85	99	454	62	409	28,087	96	98	98			
	平坦部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127		127	
	準平坦部地帯	99	104	102	90	103	97	5,500	115	92	111			
	準山間部地帯	105	106	106	99	95	97	4,914	95	88	97			
	山間部地帯	—	97	97	78	90	88	—	189	158	168			
農業地域	南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131		131	
	中部	104	94	102	94	78	91	25,949	114	94	104			
	北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102		102	
	東部	96	105	101	925	98	404	7,685	80	78	94			

表1-1 10a 当たり固定資産税評価額 (畑)

単位：千円

地域地帯別	区域区分別	都市計画法の線引のある市町村										同法の線引のない市町村	全市町村の調査の平均価格
		農用地区域内					農用地区域以外の区域						
		市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域		
平均		52	42	48	247	41	171	26,478	50	47	50	50	
農業地域類型													
都市的地域		61	—	61	486	—	486	34,384	51	52	58	58	
平地農業地域		46	44	45	46	43	44	8,145	48	44	47	47	
中間農業地域		41	40	41	38	43	40	14,685	58	57	53	53	
山間農業地域		51	39	45	48	38	41	6,533	40	34	41	41	
都市地帯		59	34	56	404	35	360	31,308	43	46	51	51	
平坦部地帯		—	—	—	—	—	—	—	54	54	54	54	
準平坦部地帯		45	40	42	44	38	41	1,100	52	42	50	50	
準山間部地帯		44	46	45	45	46	46	5,697	44	44	44	44	
山間部地帯		—	41	41	43	42	42	3,100	80	77	74	74	
南部		—	—	—	—	—	—	—	62	62	62	62	
中部		54	42	52	52	44	51	28,508	52	57	52	52	
北部		—	—	—	—	—	—	—	46	40	46	46	
東部		45	42	43	897	40	349	17,142	47	45	45	45	

表1-2 農振法の区域区分10a当たり固定資産税評価額

単位：千円

田畑別	項目	区域別	都市計画法の線引のある市町村						同法の線引のない市町村		全市町村の農用地区域の平均
			市区	街域	市街化調整区域		その他の区域		農用地区域	農用地区域以外の区域	
					農用地区域	農用地区域以外の区域	農用地区域	農用地区域以外の区域			
田	農振法の指定なし	農用地区域割合	5,834	—	56	—	—	89	—	—	—
			13,450	97	91	105	105	105	99	89	99
			21,114	102	94	97	94	85	123	111	115
			33,350	107	104	94	72	78	93	78	101
			7,973	112	4,258	—	—	—	124	76	120
			40,540	—	74	—	43	96	—	96	—
平均	24,544	102	301	101	92	108	97	106			
畑	農振法の指定なし	農用地区域割合	5,291	—	35	—	—	43	—	—	—
			12,800	42	40	43	42	45	42	45	45
			22,438	53	51	40	41	55	58	55	55
			32,340	58	63	46	46	43	45	43	53
			33,613	54	3,898	—	—	—	50	36	51
			43,640	—	37	—	21	51	—	51	—
平均	26,478	52	247	42	41	50	47	50			

表1-3 都市計画法の区域区分10a 当たり固定資産税評価額

単位：千円

田畑別	項目	区域別	都市計画法の線引のある市町村						同法の線引のない市町村		全市町村の農用地区域の平均	
			市区	街域	市街化調整区域		その他の区域		農用地区域	農用地区域以外の区域		
					農用地区域	農用地区域以外の区域	農用地区域	農用地区域以外の区域				
田	旧市町村における都市計画法の区域区分	区域区分	全域が市街化区域	45,950	—	—	—	—	—	—	—	—
			全域が市街化区域と市街化調整区域	23,137	101	381	—	—	—	—	—	101
			全域が市街化調整区域	—	80	—	—	—	—	—	—	80
			一部が市街化区域と市街化調整区域	9,470	105	90	99	81	—	—	—	102
			一部が市街化調整区域	—	118	99	103	85	—	—	—	—
			区域区分なし	—	—	—	102	98	—	—	—	102
			区域区分の指定がない	—	—	—	—	—	—	—	108	108
			平均	24,544	102	301	101	92	—	—	108	106
			全域が市街化区域	49,050	—	—	—	—	—	—	—	—
			全域が市街化区域と市街化調整区域	26,534	56	328	—	—	—	—	—	56
畑	旧市町村における都市計画法の区域区分	区域区分	全域が市街化調整区域	—	31	42	—	—	—	—	31	
			一部が市街化区域と市街化調整区域	8,207	43	41	43	41	—	—	43	
			一部が市街化調整区域	—	47	46	47	47	—	—	—	
			区域区分なし	—	—	—	41	41	—	—	—	41
			区域区分の指定がない	—	—	—	—	—	—	—	50	50
			平均	26,478	52	247	42	41	—	—	50	50

表2 農用地区域内の耕作目的自作地売買価格の傾向

地帯地域別 傾向別	中 田						中 畑					
	上 昇	横ばい	下 降	その他	計		上 昇	横ばい	下 降	その他	計	
合 計	1	180	9		190		1	176	9		186	
割 合	0.5%	94.7%	4.7%		100.0%		0.5%	94.6%	4.8%		100.0%	
農業地域類型												
都市的地域		28	1		29			27	1		28	
平地農業地域	1	87	8		96			89	5		94	
中間農業地域		49			49		1	44	3		48	
山間農業地域		16			16			16			16	
耕地率地帯												
都市地帯		35	2		37			33	3		36	
平坦部地帯	1				1			1			1	
準平坦部地帯		40	6		46			39	4		43	
準山間部地帯		89	1		90		1	87	2		90	
山間部地帯		16			16			16			16	
農業地域												
南部		35	1		36		1	33	2		36	
中部		36	4		40			34	3		37	
北部	1	85	4		90			86	4		90	
東部		24			24			23			23	

表2-1 耕作目的自作地売買価格の上昇の理由(中田)

地帯地域別	理由別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	その他	計
	農業収益が 増加、安定 しているた め	農業経営の 規模拡大意 欲が強いた め	圃場整備・ 土地改良事 業等が行わ れたため	農用地区で宅 地化が進行 した影響	他の地区か らの代替地 取得が多 かったため	工業用地等 のための民 間企業によ る買収の影 響	道路・鉄道 等公共影響	農外資本に よる土地投 機が行われ たため	農地は売ら ない意識が 強く、売れ に出されな いため	農地価格は 上昇するも の意識が 強く、前 年より高 い価格で売 られたため	11	計		
合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	100%		1
割合					100%									100%
農業地域類型	都市的地域													
	平地農業地域				1									1
	中間農業地域													
	山間農業地域													
耕地率地帯	都市地帯													
	平坦部地帯				1									1
	準平坦部地帯													
	準山間部地帯													
	山間部地帯													
農業地域	南部													
	中部													
	北部				1									1
	東部													

表2-1 耕作目的自作地売買価格の上昇の理由(中畑)

地帯地域別	理由別	理由										計		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	
合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	100%
農業地域類型	都市的地域													
	平地農業地域													
	中間農業地域								1					1
	山間農業地域													
耕地率地帯	都市地帯													
	平坦部地帯													
	準平坦部地帯													
	準山間部地帯								1					1
	山間部地帯													
農業地域	南部								1					1
	中部													
	北部													
	東部													

表2-2 耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由 (中田)

地帯地域別	理由別		米価など農産物価格が低い(不安定な)ため	緊急生産調整対策のため	兼業化の進行等による労働力不足のため	過疎化が進行しているため	農業後継者がいないため	農地価格が農業者で買える限界まで達したため	農地の買手が少ない又は買い控えのため	幹旋事業等、農会の活動による	負債整理のため農地売却が多いため	土地投機や開発、宅地化、代替地取得がおさまらなため	その他	計
	理由別	理由別												
合計	14	91	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	180
割合	8%	51%			18%	1%	6%	1%	8%			1%	6%	100%
農業地域類型	都市的地域	3	19		1		1		3			1		28
	平地農業地域	4	46		22		2	2	8			1	2	87
	中間農業地域	6	20		7		7		3				6	49
	山間農業地域	1	6		3	2	1		1				2	16
耕地率地帯	都市地帯		28				1					1	5	35
	平坦部地帯													
	準平坦部地帯	1	26		8			1	3				1	40
	準山間部地帯	13	27		21	1	10	1	12			1	3	89
	山間部地帯		10		4	1							1	16
農業地域	南部	6	14			2	10	1	1			1		35
	中部	7	22		3		1		3					36
	北部		46		27				11				1	85
	東部	1	9		3			1				1	9	24

表2-2 耕作目的自作地売買価格の横ばいの理由 (中畑)

地帯地域別	理由別											計	
	全体として農業の生産意欲が減退しているため	米価など農産物価格が低い(不安定な)ため	緊急生産調整策のため	兼業化の進行等による労働力不足のため	過疎化が進行しているため	農業後継者がいないため	農地価格が農業者で買えないため	農地の買手が少ないため	幹旋事業等、農会の活動による	負債整理のため農地売却が多いため	土地投機や開発、宅地化、代替地取得がおさまらなため		その他
合計	15	79		39	1	12	7	8	9	10	11	12	176
割合	9%	45%		22%	1%	7%	1%	9%			1%	6%	100%
農業地域類型													
都市的地域	3	16		3		1		3			1		27
平地農業地域	4	43		24		3	1	9			1	4	89
中間農業地域	7	14		9		7		2				5	44
山間農業地域	1	6		3	1	1		2				2	16
都市地帯		27		1							1	4	33
平坦部地帯												1	1
準平坦部地帯		26		8			1	2				2	39
準山間部地帯	15	18		24		12		14			1	3	87
山間部地帯		8		6	1							1	16
南部	8	4		5	1	11		3			1		33
中部	6	20		4		1		3					34
北部		46		27				10				3	86
東部	1	9		3			1				1	8	23

表2-3 耕作目的自作地売買価格の下降の理由（中田）

理由別 地帯地域別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	全体と して農 業の生 産意欲 が減退 している ため	米価など 農産物 価格が 低安定 (不安定 な)ため	緊急生産 調整の 対策の ため	兼業化の 進行等 による 労働力 不足の ため	過疎化が 進行して いるため	農業後継 者がいな いため	農地価格 が農業で 買えない ため	農地の買 手が少 ないため	幹線事業 等、農会 委員会の 活動による	負債整理 のため農 地の売却 が多いため	土地投機 や開発、 宅地化、 代替地取 得がおさ まのため	その他	
合計	1	6	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	9
割合		67%						33%					100%
農業地域類型	都市的地域							1					1
	平地農業地域	6						2					8
	中間農業地域												
	山間農業地域												
耕地率地帯	都市地帯							2					2
	平坦部地帯												
	準平坦部地帯	5						1					6
	準山間部地帯	1											1
	山間部地帯												
農業地域	南部	1											1
	中部	2						2					4
	北部	3						1					4
	東部												

表2-3 耕作目的自作地売買価格の下降の理由（中畑）

理由別 地帯地域別	全体として農業の生産意欲が減退しているため	米価など農産物価格が低い(不安定な)ため	緊急生産調整対策のため	兼業化の進行等に労働力不足のため	過疎化が進行しているため	農業後継者がいないため	農地価格が農業者で買えないため	農地の買手が少ないため	幹旋事業等、農会の活動による	負債整理のため農地が多いため	土地投機や開発、宅地化、代替地取得がおさまらなため	その他	計
	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	11
割合	11%	11%						67%			11%		100%
農業地域類型	都市的地域							1					1
	平地農業地域							4			1		5
	中間農業地域	1	1					1					3
	山間農業地域												
耕地率地帯	都市地帯							3					3
	平坦部地帯												
	準平坦部地帯							3			1		4
	準山間部地帯	1	1										2
	山間部地帯												
農業地域	南部	1	1										2
	中部							3					3
	北部							3			1		4
	東部												

表3-1 10a 当たり自作地売買価格 (田)

単位：千円

地帯地域別	都市計画法の線引きのある市町村											同法の線引きのない市町村		調査地区全体の 農用地区域 の平均価格
	農用地区域			農用地区域以外の区域			市街化 区域	市街化 調整区域	その他 区域	農用 区域	農用 区域以外 の区域	調査地区全体の 農用地区域 の平均価格		
	市街化 調整区域	その他 区域	平均	市街化 調整区域	その他 区域	平均								
平均	1,695	677	1,329	1,894	694	1,422	40,663	1,789	685	594	669	817		
都市的地域	2,752	—	2,752	3,063	—	3,063	52,626	2,907	—	731	1,435	2,079		
平地農業地域	625	702	664	618	677	651	1,500	622	690	594	642	608		
中間農業地域	897	639	775	810	663	731	15,800	861	650	575	558	640		
山間農業地域	2,057	698	1,241	1,241	779	952	7,350	1,567	748	561	554	740		
都市地帯	2,546	586	2,301	2,796	908	2,560	45,590	2,671	747	883	1,442	1,779		
平坦部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	450	450	450		
準平坦部地帯	561	696	629	562	686	634	1,500	562	691	544	510	566		
準山間部地帯	931	677	827	777	632	712	1,000	860	654	583	587	637		
山間部地帯	—	713	713	—	686	686	—	—	698	526	503	563		
南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	503	509	503		
中部	1,984	601	1,700	1,873	554	1,609	44,575	1,931	579	606	413	1,495		
北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	574	683	574		
東部	801	717	751	1,960	751	1,170	9,370	1,350	735	948	1,035	822		

表3-1 10a 当たり自作地売買価格(畑)

単位：千円

地帯地域別	都市計画法の線引きのある市町村											同法の線引きのない市町村		調査地区全体の農用地区域の平均価格
	区域区分別	農用地区域			農用地区域以外の区域			市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域	その他の区域	農用地区域内	農用地区域以外の区域	
		市街化調整区域	その他区域	平均	市街化調整区域	その他区域	平均							
平均	1,580	549	1,213	1,879	585	1,391	43,350	1,730	568	358	435	604		
都市的地域	2,542	—	2,542	3,137	—	3,137	53,713	2,848	—	502	952	1,914		
平地農業地域	542	489	513	487	464	475	1,200	513	476	368	419	396		
中間農業地域	685	549	621	668	563	615	18,250	678	556	324	353	414		
山間農業地域	1,610	875	1,243	1,140	882	955	11,800	1,375	880	309	323	516		
都市地帯	2,447	581	2,278	2,897	990	2,659	48,017	2,678	826	556	1,019	1,608		
平坦部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	260	260	260		
準平坦部地帯	476	530	508	456	504	484	1,200	466	517	324	308	368		
準山間部地帯	669	394	564	692	369	563	1,500	680	381	352	385	397		
山間部地帯	—	875	875	—	800	800	—	—	833	301	282	416		
南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329	373	329		
中部	1,857	466	1,586	1,848	481	1,589	48,738	1,852	474	519	508	1,392		
北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	314	409	314		
東部	687	590	628	1,998	630	1,086	21,800	1,304	611	620	699	625		

表3-2 農振法の区域区分別10a 当たり自作地売買価格

単位：千円

田畑別	項目	区域別	都市計画法の線引のある市町村						同法の線引のない市町村		全市町村の農用地区域の平均	
			市区	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域		農用地区域		農用地区域以外の区域
				農用地区域	農用地区域以外の区域	農用地区域	農用地区域以外の区域	農用地区域	農用地区域以外の区域			
田	農振法の指定なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全農地の80%以上		16,050	784	696	711	707	604	589	631		
	全農地の50%以上80%未満		35,400	1,853	1,471	637	621	561	665	888		
	全農地の20%以上50%未満		48,400	2,289	2,723	650	550	713	758	1,581		
	全農地の20%未満		17,240	650	6,890	—	—	740	880	710		
	農用地区域なし		57,920	—	1,207	—	1,500	—	2,108	—		
平均		40,663	1,695	1,894	677	694	594	669	817			
畑	農振法の指定なし		—	—	—	—	500	—	—	—		
	全農地の80%以上		18,100	527	515	469	457	355	356	381		
	全農地の50%以上80%未満		37,475	1,758	1,755	683	703	351	457	722		
	全農地の20%以上50%未満		43,900	2,238	2,508	450	400	482	530	1,466		
	全農地の20%未満		43,800	500	6,750	—	—	358	440	405		
	農用地区域なし		62,320	—	698	—	1,500	—	1,513	—		
平均		43,350	1,580	1,879	549	585	358	485	604			

表3-3 都市計画法の区域区分別10a 当たり自作地売買価格

単位：千円

田畑別	項目	区域別	都市計画法の線引のある市町村						同法の線引のない市町村		全市町村の農用地区域の平均
			市区	街域	市街化調整区域		その他の区域		農用地区域	農用地区域以外の区域	
					農用地区域	農用地区域以外の区域	農用地区域	農用地区域以外の区域			
田	全域が市街化区域		65,650	—	—	—	—	—	—	—	—
	全域が市街化区域と市街化調整区域		39,440	2,001	2,304	—	—	—	—	—	2,001
	全域が市街化調整区域		—	300	—	—	—	—	—	—	300
	一部が市街化区域と市街化調整区域		11,833	946	813	652	579	—	—	—	808
	一部が市街化調整区域		—	650	550	650	550	—	—	—	650
	区域区分なし		—	—	—	693	764	—	—	—	693
	区域区分の指定がない		—	—	—	—	—	—	594	669	594
	平均		40,663	1,695	1,894	677	694	—	594	669	817
	全域が市街化区域		70,050	—	—	—	—	—	—	—	—
	全域が市街化区域と市街化調整区域		41,746	1,959	2,351	—	—	—	—	—	1,959
畑	全域が市街化調整区域		—	200	188	—	—	—	—	—	200
	一部が市街化区域と市街化調整区域		14,700	722	626	531	506	—	—	—	639
	一部が市街化調整区域		—	450	400	450	400	—	—	—	450
	区域区分なし		—	—	—	566	643	—	—	—	566
	区域区分の指定がない		—	—	—	—	—	—	594	669	594
	平均		43,350	1,580	1,879	549	585	—	358	435	604

表3-4 10a 当たり固定資産税評価額と自作地売買価格の対比

単位：千円，%

区域区分 地域区分	都市計画法の線引きのある市町村						同法の線引きのない市町村						県下全区		調査地均			
	市街化区域			その他の区域			農用地区域			農用地区域以外の区域			固定資産税評価額		自作地売買価格			
	固定資産税評価額 A	自作地売買価格 B	B/A	固定資産税評価額 A	自作地売買価格 B	B/A	固定資産税評価額 A	自作地売買価格 B	B/A	固定資産税評価額 A	自作地売買価格 B	B/A	A	B	A	B		
平均	24,544	40,663	1.7	201	1,789	8.9	96	685	7.1	108	594	5.5	97	669	6.9	106	817	7.7
南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	131	503	3.8	125	509	4.1	131	503	3.8
中部	25,949	44,575	1.7	99	1,931	19.5	87	579	6.7	114	606	5.3	94	413	4.4	104	1,495	14.3
北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	574	5.6	90	683	7.6	102	574	5.6
東部	7,685	9,370	1.2	511	1,350	2.6	101	735	7.3	80	948	11.8	78	1,035	13.3	94	822	8.8
平均	26,478	43,350	1.6	152	1,730	11.4	42	568	13.6	50	358	7.1	47	435	9.2	50	604	12.2
南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62	329	5.3	62	373	6.0	62	329	5.3
中部	28,508	48,738	1.7	53	1,852	34.8	43	474	11.0	52	519	9.9	57	508	8.9	52	851	16.4
北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	314	6.9	40	409	10.1	46	767	16.8
東部	17,142	21,800	1.3	471	1,304	2.8	41	611	15.0	47	620	13.3	45	699	15.5	45	392	8.8

表4-1 10a 当たり自作地売買価格の推移 (昭和31年~平成4年)

 単位 { 上 段: 平均価格, 円
 下 段: 昭和31年対比, %

年 度	田			畑		
	上	中	下	上	中	下
昭和31年	143,497 100.0	118,323 100.0	93,131 100.0	107,631 100.0	87,789 100.0	54,517 100.0
" 32年	150,036 110.8	132,454 111.0	118,622 127.3	129,481 120.3	92,101 104.9	69,839 128.1
" 33年	179,887 125.3	147,066 124.2	107,349 115.2	131,495 122.1	104,189 118.1	75,458 138.6
" 34年	176,200 122.7	141,315 119.4	98,066 105.2	119,413 110.9	91,789 104.5	63,520 116.5
" 35年	177,777 123.8	145,040 122.6	106,214 114.0	124,106 115.3	89,773 103.3	55,900 102.5
" 36年	193,757 135.0	158,351 133.8	113,503 122.8	130,503 121.1	95,840 109.2	64,520 118.3
" 37年	202,333 141.0	168,146 137.8	116,173 124.7	139,106 129.2	99,973 113.8	67,036 122.9
" 38年	207,446 114.6	166,838 140.0	118,986 127.8	142,570 132.5	104,405 118.9	71,082 130.4
" 39年	280,270 195.3	233,437 197.3	157,273 168.9	169,392 182.9	154,678 176.2	108,865 201.5
" 40年	283,698 197.7	228,250 192.9	178,687 191.9	195,222 181.4	149,140 169.9	108,223 198.5
" 41年	330,849 230.6	263,353 222.6	220,833 215.6	243,178 217.6	176,918 201.5	122,558 224.8
" 42年	401,220 279.6	322,169 272.3	249,699 268.1	313,891 291.6	235,773 268.6	166,436 305.3
" 43年	522,057 363.8	421,968 356.6	322,908 346.7	390,270 362.7	304,033 346.3	218,289 400.4
" 44年	645,715 450.0	518,019 437.8	384,504 412.9	480,101 446.1	369,821 421.3	255,507 468.7
" 45年	683,038 475.9	533,425 452.5	395,835 420.0	509,673 473.5	386,468 440.2	268,777 493.0
" 46年	703,967 490.5	550,548 465.2	440,776 430.3	535,569 497.5	404,721 461.1	279,667 512.9
" 47年	761,561 530.7	599,071 506.3	440,882 473.4	576,909 536.0	444,867 495.3	304,971 559.4
" 48年	968,881 675.2	752,791 636.3	565,791 607.5	701,524 651.8	546,483 622.5	390,451 716.2
" 49年	1,547,753 1,078.5	1,214,591 1,026.5	907,068 973.9	1,196,412 1,116.6	927,724 1,056.7	697,988 1,208.3
" 50年	1,316,959 917.7	1,098,560 928.4	765,839 822.3	936,110 969.7	793,261 903.6	525,466 963.8
" 51年	1,303,920 908.7	1,064,497 899.6	840,657 902.7	982,276 912.6	795,647 906.3	607,475 1,114.3
" 52年	1,380,642 962.1	1,133,349 957.8	867,743 931.7	920,583 855.3	786,033 895.3	559,227 1,025.7
" 53年	1,527,203 1,064.3	1,256,269 1,061.7	995,929 1,069.4	1,079,316 1,002.8	877,505 999.5	689,690 1,265.1
" 54年	1,666,105 1,261.1	1,380,981 1,167.1	1,106,735 1,188.4	1,169,141 1,086.2	951,559 1,083.9	756,114 1,386.9
" 55年	1,498,000 10,439.0	1,247,000 1,053.8	1,007,000 1,081.2	893,000 829.7	729,000 830.4	568,000 1,041.9
" 56年	1,634,000 1,138.7	1,374,000 1,161.2	1,113,000 1,195.1	951,000 883.6	772,000 879.4	605,000 1,109.7
" 57年	1,757,000 1,224.4	1,475,000 1,246.5	1,200,000 1,288.5	1,011,000 939.3	823,000 937.4	646,000 1,184.9

年度	田			畑		
	上	中	下	上	中	下
昭和 58年	1,815,000 1,264.8	1,527,000 1,290.5	1,236,000 1,356.1	1,042,000 968.1	869,000 989.9	681,000 1,249.1
" 59年	1,870,000 1,303	1,583,000 1,337	1,310,000 1,406	1,052,000 977	838,000 1,011	693,000 1,271
" 60年	1,896,000 1,321	1,614,000 1,364	1,335,000 1,433	1,064,000 989	878,000 1,000	695,000 1,275
" 61年	1,919,000 1,337	1,631,000 1,378	1,339,000 1,438	1,082,000 1,005	891,000 1,015	705,000 1,293
" 62年	1,838,000 1,281	1,603,000 1,355	1,270,000 1,364	1,041,000 967	889,000 1,013	654,000 1,200
" 63年	1,753,000 1,221	1,563,000 1,321	1,212,000 1,301	981,000 911	905,000 1,031	614,000 1,126
平成 元年	1,722,000 1,200	1,502,000 1,269	1,173,000 1,259	1,002,000 931	848,000 966	639,000 1,172
" 2年	1,705,000 1,188	1,475,000 1,247	1,179,000 1,266	962,000 894	823,000 937	611,000 1,121
" 3年	1,733,000 1,208	1,477,000 1,248	1,183,000 1,296	968,000 899	810,000 923	612,000 1,123
" 4年	1,716,000 1,196	1,448,000 1,224	1,150,000 1,259	931,000 865	787,000 896	599,000 1,099

表4-2 10a 当たり自作地売買価格の推移 (平成5年～)

単位 { 価格：円
比率：昭和31年対比, %

年 度	中 田		中 畑	
	平 均 価 格	比 率	平 均 価 格	比 率
平 成 5 年	1,436,000	1,214	800,000	911
" 6 年	1,393,000	1,177	783,000	892
" 7 年	1,377,000	1,164	768,000	875
" 8 年	1,351,000	1,141	760,000	866
" 9 年	1,312,000	1,109	735,000	837
" 10 年	1,271,000	1,074	716,000	815
" 11 年	1,211,000	1,023	685,000	780
" 12 年	1,155,962	977	675,713	770
" 13 年	1,116,185	943	654,924	746
" 14 年	1,028,318	869	597,219	680
" 15 年	974,930	824	576,277	656
" 16 年	929,682	786	560,084	638
" 17 年	885,068	748	539,762	615
" 18 年	855,669	723	521,703	594
" 19 年	793,361	671	475,326	541
" 20 年	711,463	601	437,721	499
" 21 年	678,562	573	418,370	477
" 22 年	657,755	556	397,274	453
" 23 年	631,064	533	378,050	431
" 24 年	619,674	524	366,176	417
" 25 年	614,007	519	372,041	424
" 26 年	599,190	506	360,685	411
" 27 年	594,163	502	358,041	408

表5-1 農地の使用目的変更（転用）売買価格（3.3㎡当たり）

単位：円

田 地 区 分 種 別	都市計画法の線引きのある市町村（又は区域）															
	市街化区域				市街化調整区域				その他の区域（白地）				同法の線引きのない市町村（又は区域）			
	住宅用地	工場用地	国・県道 鉄道用地	校 学 公 園 等 公共用地	住宅用地	工場用地	国・県道 鉄道用地	校 学 公 園 等 公共用地	住宅用地	工場用地	国・県道 鉄道用地	校 学 公 園 等 公共用地	住宅用地	工場用地	国・県道 鉄道用地	校 学 公 園 等 公共用地
平	均	136,012	97,180	98,000	—	48,843	26,900	55,000	—	18,075	15,000	—	45,074	32,921	7,238	—
農 業 地 域 類 型	都市的地域	158,863	116,967	98,000	—	70,633	39,250	55,000	—	—	—	—	67,024	76,250	—	—
	平地農業地域	81,350	60,000	—	—	28,667	31,067	—	—	26,425	19,622	—	54,492	26,831	4,078	—
	中間農業地域	87,300	75,000	—	—	44,000	21,250	—	—	9,700	9,860	—	25,589	19,149	10,398	—
	山間農業地域	22,300	—	—	—	—	1,000	—	—	9,767	9,700	—	34,250	23,000	—	—
田	都市地帯	138,195	106,475	98,000	—	57,780	30,840	55,000	—	21,900	21,800	—	47,186	65,000	—	—
	平坦部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	準平坦部地帯	30,000	60,000	—	—	26,500	30,000	—	—	30,857	24,429	—	61,601	18,000	—	—
	準山間部地帯	165,000	—	—	—	—	1,000	—	—	8,350	8,880	—	46,515	34,177	7,238	—
農 業 地 域	山間部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	4,475	4,450	—	16,833	23,000	—	—
	南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,072	40,256	7,238	—
	中部	141,215	114,900	—	—	53,450	15,300	—	—	—	11,600	—	16,667	10,000	—	—
	北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57,379	18,000	—	—
平	東部	115,200	92,750	98,000	—	47,000	38,500	55,000	—	18,075	15,213	—	42,550	34,675	—	—
	均	145,922	98,000	—	—	62,450	37,120	—	—	19,267	16,107	—	46,913	34,973	7,349	—
	都市的地域	169,310	126,000	—	—	80,320	51,140	—	—	—	—	—	100,857	82,000	—	—
	平地農業地域	61,350	32,000	—	—	26,500	20,125	—	—	26,425	20,625	—	52,126	29,626	7,574	—
農 業 地 域 類 型	中間農業地域	95,150	80,000	—	—	45,000	35,000	—	—	9,700	9,860	—	27,546	17,299	7,200	—
	山間農業地域	35,700	—	—	—	—	—	—	—	14,550	13,650	—	35,460	23,350	—	—
	都市地帯	150,413	114,500	—	—	69,320	44,243	—	—	24,800	23,000	—	72,312	47,350	—	—
	平坦部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	準平坦部地帯	30,000	32,000	—	—	26,500	30,000	—	—	30,857	24,429	—	62,500	18,000	—	—
	準山間部地帯	150,000	—	—	—	100,000	1,500	—	—	8,350	8,200	—	45,495	39,055	7,349	—
	山間部地帯	—	—	—	—	—	—	—	—	4,933	4,933	—	20,914	15,400	—	—
	南部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,393	43,706	7,349	—
農 業 地 域	中部	151,350	—	—	—	78,300	16,050	—	—	—	—	—	14,333	10,000	—	—
	北部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,052	18,000	—	—
	東部	122,040	98,000	—	—	57,167	51,167	—	—	19,267	16,107	—	49,797	36,167	—	—
	均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表5-2 使用目的変更(転用)売買価格の推移(3.3㎡当たり)

単位 { 上 段: 平均価格, 円
下 段: 昭和31年対比, %

年 度	田			畑		
	公 共 用	そ の 他	平 均	公 共 用	そ の 他	平 均
昭 和 31年	631	1,051	871	585	1,208	975
	100	100	100	100	100	100
" 32年	678	1,144	939	682	1,227	966
	107	109	108	117	102	99
" 33年	823	1,155	989	854	1,155	3
	130	110	114	145	96	103
" 34年	979	138	1,321	889	1,387	1,257
	155	131	152	152	115	129
" 35年	1,067	1,363	1,216	1,092	1,478	1,285
	169	130	140	187	122	132
" 36年	1,165	1,542	1,353	1,056	1,672	1,362
	185	147	155	181	138	140
" 37年	1,237	1,777	1,503	1,236	1,983	1,613
	196	169	173	211	164	165
" 38年	1,302	1,786	1,546	1,374	2,132	1,750
	206	170	177	235	176	179
" 39年	1,878	2,730	2,307	1,820	2,745	2,292
	298	260	265	311	227	235
" 40年	1,992	3,318	2,816	2,227	3,228	2,694
	316	316	323	381	267	276
" 41年		資	料	不	備	
" 42年	2,571	3,301	4,710	2,499	4,353	3,793
	407	314	541	427	360	389
" 43年	2,788	5,103	4,480	2,488	5,390	4,620
	442	486	514	425	446	474
" 44年	3,389	6,634	5,763	3,302	6,692	5,774
	537	631	622	547	554	592
" 45年	5,015	8,110	7,294	4,956	7,057	6,464
	795	772	837	847	584	663
" 46年	5,101	9,047	7,976	4,560	9,420	8,128
	808	861	916	779	780	834
" 47年	6,796	10,202	9,175	6,259	10,525	9,281
	1,077	971	1,053	1,070	71	922
" 48年	7,190	13,209	11,537	6,728	13,312	11,478
	1,139	1,257	1,325	1,150	1,102	1,177
" 49年	20,123	24,060	2,367	16,984	32,299	29,612
	3,189	2,289	2,740	2,903	2,674	3,037
" 50年	16,718	21,839	20,824	13,958	29,655	25,895
	2,649	2,078	2,391	2,386	2,455	2,656
" 51年	16,118	26,362	23,570	15,808	27,867	24,618
	2,554	2,508	2,706	2,702	2,307	2,525
" 52年	16,294	27,962	24,883	13,331	28,735	24,947
	2,582	2,661	2,851	2,279	2,379	2,559
" 53年	18,191	29,400	26,250	16,589	28,904	25,512
	2,883	2,797	3,014	2,836	2,393	2,617
" 54年	20,715	33,232	29,581	20,417	34,235	30,459
	3,283	3,162	3,396	3,490	2,834	3,124
" 55年	26,758	38,015	34,629	23,772	39,708	35,106
	4,241	3,617	3,976	4,064	3,287	3,601
" 56年	22,342	39,086	34,552	20,314	40,023	35,576
	3,541	3,719	3,967	3,472	3,363	3,649
" 57年	24,399	40,637	35,660	21,870	41,251	35,862
	3,867	3,867	4,094	3,738	3,415	3,678
" 58年	21,977	43,622	37,878	20,807	45,033	38,908
	3,483	4,151	4,349	3,557	3,728	3,991

年度	田			畑		
	公共用	その他	平均	公共用	その他	平均
昭和 59年	20,556	42,843	37,302	18,768	44,200	38,410
	3,258	4,076	4,283	3,208	3,659	3,939
" 60年	2,057	44,992	39,172	16,278	46,180	40,106
	3,252	4,281	4,497	2,783	3,823	4,113
" 61年	24,093	44,213	39,475	19,039	45,427	40,000
	3,818	4,207	4,532	3,255	3,761	4,103
" 62年	20,151	45,462	39,038	16,635	46,993	39,972
	3,194	4,326	4,482	2,844	3,890	4,100
" 63年	24,634	47,579	41,224	20,196	49,730	42,857
	3,904	4,527	4,733	3,452	4,117	4,396
平成 元年	23,804	48,751	42,351	23,514	51,844	45,741
	3,772	4,638	4,862	4,010	4,219	4,691
" 2年	27,284	51,094	45,176	24,840	55,086	48,462
	4,324	486	5,187	4,246	4,560	4,970
" 3年	26,987	52,381	45,694	27,656	54,127	48,780
	4,276	4,888	5,246	4,727	4,480	5,003
" 4年	24,479	53,992	46,736	23,928	6,623	49,449
	3,879	5,137	5,365	4,090	4,090	5,071
" 5年	24,889	52,903	46,594	27,797	55,861	50,890
	3,944	5,034	5,349	4,752	4,624	5,219
" 6年	36,363	58,715	48,284	39,109	63,716	52,692
	5,762	5,586	5,543	6,685	5,274	5,404
" 7年	34,055	63,115	49,554	30,371	65,742	49,236
	5,396	6,005	5,689	5,192	5,442	5,050
" 8年	22,116	76,210	55,405	22,772	75,609	55,287
	3,505	7,251	6,361	3,893	6,259	5,670
" 9年	56,077	74,135	65,106	46,480	81,734	64,107
	8,884	7,053	7,474	7,945	6,766	6,575
" 10年	39,847	77,214	62,842	32,637	78,530	58,861
	6,314	7,346	7,214	5,578	6,500	6,037
" 11年	43,503	76,131	60,205	28,365	77,413	58,551
	6,894	7,243	6,912	4,849	6,408	6,005
" 12年	25,222	57,766	56,221	17,642	60,419	59,220
	3,997	5,496	6,455	3,016	5,002	6,074
" 13年	27,930	52,902	51,964	24,548	56,058	54,905
	4,426	5,033	5,966	4,196	4,641	5,631
" 14年	26,880	47,610	47,106	28,855	50,515	49,961
	4,260	4,530	5,408	4,932	4,182	5,124
" 15年	23,294	43,621	43,131	25,108	46,047	45,684
	3,692	4,150	4,952	4,292	3,812	4,686
" 16年	14,831	47,512	46,507	10,065	49,746	49,119
	2,350	4,521	5,339	1,721	4,118	5,038
" 17年	11,300	48,563	47,503	9,900	48,123	47,488
	1,791	4,621	5,454	1,692	3,984	4,871
" 18年	20,950	50,010	49,766	6,930	52,050	51,860
	3,320	4,758	5,714	1,185	4,309	5,319
" 19年	42,460	48,141	48,071	35,960	50,871	50,682
	6,729	4,581	5,519	6,147	4,211	5,198
" 20年	9,933	49,310	48,812	3,064	49,732	49,533
	1,574	4,692	5,604	524	4,117	5,080
" 21年	6,764	51,819	50,766	3,630	49,990	49,343
	1,072	4,930	5,828	621	4,138	5,061
" 22年	—	54,762	54,762	—	55,405	55,405
	—	5,210	6,287	—	4,587	5,683
" 23年	—	60,018	60,018	—	61,542	61,542
	—	5,711	6,891	—	5,095	6,312
" 24年	16,666	54,526	54,308	—	58,815	58,815
	2,641	5,188	6,235	—	4,869	6,032
" 25年	—	53,123	53,123	—	57,177	57,177
	—	5,055	6,099	—	4,733	5,864
" 26年	5,062	52,025	51,503	—	55,747	55,747
	802	4,950	5,913	—	4,615	5,718
" 27年	—	51,763	51,763	—	56,529	56,529
	—	4,925	5,943	—	4,680	5,798

平成27年「田畑売買価格等に関する調査」実施要領

平成27年4月
宮城県農業会議
全国農業会議所

1. 調査の目的

本調査は、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の方法

全国農業会議所が調査票を作成し、都道府県農業会議の指導のもと、市町村農業委員会が調査を実施する。

3. 調査対象市区町村と調査地区

調査対象は全市区町村とし、調査地区は昭和25年1月1日当時の全旧市町村を調査対象地区とする。また、合併していない市町村については、そのまま調査対象地区とする。

4. 調査対象市町村と旧市町村の分類

- ①都市計画法による線引きが行われているかどうかにより、調査対象旧市町村を分類する。
- ②都市計画法による線引きが行われていない旧市町村はA票、行われている市町村はB票を用いて調査を実施する。
- ③旧市町村ごとに、農振法による農用地区域の設定状況、都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の線引き状況を把握する。

5. 調査対象農地

調査対象農地は、調査地旧市町村内の「中田」と「中畑」とする。なお、樹園地もあわせて調査対象とする。

6. 調査項目

調査地区旧市町村ごとに次の項目を調査する。

- (1) 農振法、都市計画法による区分

- (2) 耕作目的の田畑売買価格（農振法・都市計画法による区分ごとの中田，中畑）
- (3) 農用地域内の中田，中畑価格の上昇・横ばい・下降傾向とその理由
- (4) 使用目的変更の田畑売買価格（転用価格）
- (5) 樹園地の売買価格

7. 売買価格のとり方

調査地区の田畑売買価格の把握は，次のように行うこととする。

田畑売買価格は，実際に取引された売買価格そのものを記入するのではなく，調査時点で旧市町村の「調査地区」において，売り手・買い手双方が妥当とみて実際に取引されるであろう中田，中畑の価格とする。

売買価格の把握にあたっては，調査時点にできるだけ近い時点の売買実例価格や地域での呼び値，農業委員など農地に精通した方の意見を参考にし，できるだけ主観を避けて算出する。

実際に取引されるであろう価格を調査することから，旧市町村もしくは調査地区で売買実例がない場合でも，上記の方法に従い記入する。

なお，売買実例価格を参考にする場合は，実際に取引された価格が農地法3条許可申請等に記載されている価格と異なる場合もある点に留意する。その際，代替地取得による売買なども参考にしていすが，売買価格の水準が著しく高い，または低いような実例については，その理由を見極めて，算出の参考から除外すること。

8. 「調査地区」について

旧市町村内の田畑売買価格は，田畑別，農振法の線引き区分別，都市計画法の線引き区分別に，その旧市町村の状況（一般には農地事情）を最も的確に表している地区を指定し，その地域における田畑売買価格を把握するため，調査地区の変更は極力しないこと。

9. 調査時点

平成27年5月1日を調査時点とし，この時点で実際に取引されるであろう価格を調査・記入する。

10. 報告の期日

平成27年7月31日までとする。

◎この「記入の手引」は、調査時点で都市計画法による「市街化区域と市街化調整区域」の線引き指定が行われていない市町村用です。

平成 27 年

「田畑売買価格等に関する調査」

調査票（A）記入の手引

平成 27 年 4 月
都道府県農業会議
全国農業会議所

本調査の記入要領は下記のとおりです。調査票の記入に際しては、この「手引」をよく読んで、記入例にしたがい、間違いのないようお願いいたします。

I. 調査方法等

1. 調査時点は平成27年5月1日

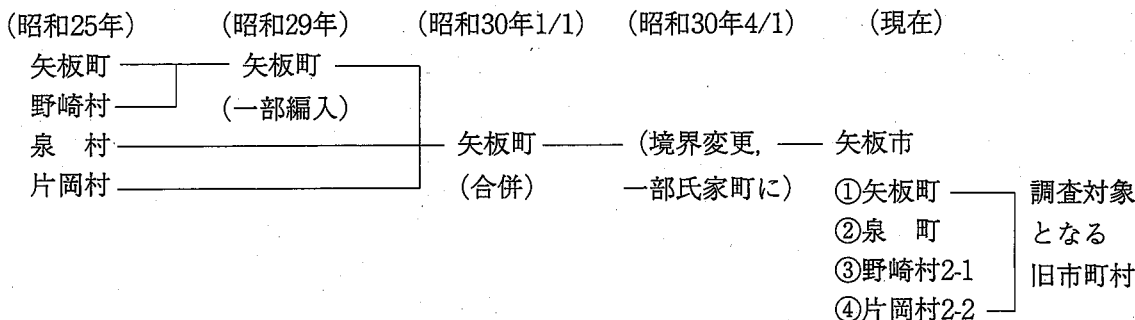
調査時点は平成27年5月1日とします。

2. 調査対象地区は昭和25年当時の全旧市町村

調査対象地区は、貴農業委員会管内の全旧市町村（昭和25年時を基準）です。したがって、市町村合併または編入に伴う分割や境界変更が生じた場合には、新市町村に対応した旧市町村すべてを対象とします。

例)

この場合、調査対象旧市町村は4町村



注) 合併していない市町村では、その全域がひとつの調査対象地区となりますが、統計利用上の必要から市町村または旧市町村の範囲をさらに細分化した区域に分けて調査対象地区とすることがあります。

3. 調査対象農地

調査対象地区のすべての普通田畑を調査対象農地とします。但し、(参考)では樹園地を対象とします。

4. 田畑売買価格のとり方

耕作目的の売買価格は、実際に取引された売買価格を記入するのではなく、旧市町村内の当該区域内でその地域の状況を最もよく反映した地区の、実際に取引されるであろう価格をとらえ、記入してください。詳しくは、II. 具体的な記入についての3. 耕作目的の中田・中畑売買価格について、6. 使用目的変更(転用)価格についてを参考にして記入してください。

なお、転用目的の売買価格は、実売買価格を参考にして、記入してください。

II. 具体的な記入について

調査票は、枠からはみ出さないよう、はっきりした数字で記入してください。

1. 調査地区名について

斜線部分は全国農業会議所で記入

コード					8	*	*
	都道府県名	郡名(支庁名)	市町村名	旧市町村名	指標コード		
調査地区					① 農振法指定区分	② 農業地域類型区分	i 県の独自区分
							ii 県の独自区分

2. 指標と調査票の1. 耕作目的田畑売買価格との関係（価格の記入表欄）について

指標における農振法の線引き区分1～7と、記入すべきI. 耕作目的田畑売買価格の表欄a、bとの関係は下記のとおりです。間違った欄には記入しないように注意してください。

指標 ①			記入すべき I の表欄	
1	2	7	b	
3	4	5 6	a	b

3. 耕作目的中田・中畑売買価格について

(1) 耕作目的中田・中畑売買価格について

「調査地区の旧市町村の耕作目的売買価格」の欄には、調査地区の旧市町村内の調査対象地の耕作目的田畑売買価格を、農振法による区分、および中田・中畑の別に、価格（単位：千円/10a）を記入してください。

中田・中畑とは、調査地区の旧市町村において収量水準や生産条件が標準的な田（畑）を指します。

(2) 固定資産税評価額について

「固定資産税評価額」の欄には、調査地旧市町村内の調査地域の耕作目的田畑売買価格を、農振法による区分、および中田・中畑の別に評価額（単位：千円/10a）を記入してください。

(3) 耕作目的売買価格のとり方について

次のような方法で、農地価格を算出するようにしてください。

I. 調査地旧市町村の耕作目的売買価格（千円/10a）-「記入の手引」II. の3を参照。

農振法による区分	表欄	中田 (10aあたり)				中畑 (10aあたり)			
		コード	固定資産税評価額	価 格 自作地を自作地として売る場合		コード	固定資産税評価額	価 格 自作地を自作地として売る場合	
農用地区域	a	12	千円 1000000	万円 2000000	16	千円 800000	万円 1500000	千円 000	万円 000
農用地区域外	b	31	千円 000	万円 000	35	千円 000	万円 000	千円 000	万円 000

数字は続き文字にならないようはっきりと記入する。

《手順》

(ア) 調査対象地の特定

調査対象の旧市町村内で、田・畑別、農用地区域・農用地区域以外の区域の別に、その旧市町村の状況（一般には農地事情）を最も確に表している場所（以下、調査対象地という）をあらかじめ特定してください。

農振法の指定を受けている旧市町村では、次の区分について調査対象地を特定してください。

- ①農用地区域の中田
- ②農用地区域外の中田
- ③農用地区域の中畑
- ④農用地区域外の中畑

なお、該当する区分の農地がない、またはあっても面積割合が極めて小さい区分については、記入の必要はありません。

また、農地事情等を反映して旧市町村全体として中田・中畑価格に大差がないような場合には、調査対象地をあえて特定する必要性はありませんが、できる限り調査対象地は特定するようにしてください。

調査対象地の決定にあたっては、収量や生産条件が標準的で国県市道沿いなど転用期待の影響が大きい農地を極力除いて設定してください。ひとりの担当者で決定せず、事務局、農業委員などその地域に精通した方の意見を踏まえて特定してください。また、特定した調査対象地については『〇〇集落の中田』など、事務局で必ず控えとして記録に残し、次年度以降の調査においても同一の調査対象地での価格を報告できるようにしてください。やむをえず調査対象地を変更せざるを得ない場合は、十分に検討し、ほぼ同水準の価格の地域を選定して下さい。

(イ) 価格のとり方

耕作目的売買価格は、実際に取引された売買価格を記入するのではなく、調査時点（5月1日現在）で旧市町村内の調査対象地で、売り手・買い手の双方が妥当とみて実際に取引されるであろう中田・中畑の価格を記入してください。この価格の把握にあたっては、調査時点にできるだけ近い時点の売買実例価格や地域での「呼び値（売り手や買い手の希望価格）」、農業委員など調査対象地の事情に精通した方の意見を参考にして、できるだけ客観的に算出してください。この際、売買実例の金額そのものではなく、過去からのすう勢を参考しつつ、現在の取引見込み額を記入して下さい。

なお、売買実例価格を参考にする場合は、代替地取得による場合などによって、いちじるしく水準が高い、あるいは著しく低いような実例（おおむね上下20%を超えるもの）については、明確な理由があるもの以外は除外するようにしてください。

また、算出した価格については、農業委員会総会、農地部会等で検討いただくようお願いいたします。

4. 前年（平成26年）報告した農用地区域の中田・中畑の価格について

前年（平成26年）報告した農用地区域の中田・中畑の価格については、全国農業会議所であらかじめ前年の数値を打ち込んでいます（前年に報告がなかった場合は、空欄になります）。

5. 農用地区域の中田・中畑自作地価格の上昇・横ばい・下降について

(1) 上昇・横ばい・下降について

この欄には、農振農用地区域の中田・中畑の価格が前年の価格にくらべてどのように変化したかについて記入してください。

- ・前年に比べて値上がり（3%超）の場合は、「上昇」に○印をつけてください。
- ・前年に比べて横ばい（±3%以内）の場合は、「横ばい」に○印をつけてください。
- ・前年に比べて値下がり（3%超）の場合は、「下降」に○印をつけてください。

(2) 上昇・横ばい・下降の理由について

「上昇」、「横ばい」、「下降」の理由は、4頁の整理番号のなかから該当するものを1つだけ選んで記入し、特記する事項があれば、別途お書きください。

◎平成27年の農用地区域の中田・中畑価格（上記表欄のa）は前年（26年、上記表欄）に比べて、どのように変化しましたか。上昇、横ばい、下降のいずれかの番号に○印をつけ、その理由を裏面の整理番号から1つだけ選んで記入してください。

（なお、「具体的な理由」欄には、特記する事項があれば、お書きください）

田	コード	1	②	3	の 手引 の理由 番号	理由	具 体的 な 理由
	51	上 昇	横 ばい	下 降			
			○			0 4	
畑	コード	1	②	3	の 手引 の理由 番号	理由	具 体的 な 理由
	55	上 昇	横 ばい	下 降			
			○			0 5	

理由番号は、2ケタで必ず1つだけ記入する。

上昇・横ばい・下降の理由と整理番号

上昇の場合	横ばい・下降の場合
01. 農業収益が増加・安定しているため	01. 全体として農業の生産意欲が減退しているため
02. 農業経営の規模拡大意欲が強いため	02. 米価など農産物価格が低い(不安定な)ため
03. 圃場整備・土地改良事業等が行われたため	03. 米の需給調整(生産目標数量)のため
04. 農用地区域の周辺で宅地化が進行した影響	04. 兼業化の進行等による労働力不足のため
05. 他の地区からの代替地としての需要が多いため	05. 離農による過疎化が進行しているため
06. 工業用地等のための民間企業による買収の影響	06. 農業後継者がいないため
07. 道路・鉄道等公共買収の影響	07. 農地価格が農業収益等で買える限界まで達したため
08. 農外資本による土地投機が行われたため	08. 農地の買い手が少ないまたは買い控えのため
09. 農地は売らないものという意識が強く、売りに出される農地が少ないため	09. あっせん事業等により価格水準が保たれているため
10. 農地価格は上昇するものという意識が強く前年より高い価格で売買されたため	10. 負債整理のため農地売却が多いため
11. その他(具体的な文章で)	11. 土地投機や開発、宅地化、代替地取得等がおさまったため
	12. その他(具体的な文章で)

6. 使用目的変更(転用)価格について

使用目的変更(転用)価格は、農地(田・畑)を転用目的で売買する価格のうち、民間の開発による「住宅用」、同じく「商業・工場用」と、「国県道・高速道・鉄道用」(市町村道は含まない)、「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など公共施設用」の4つの用途別に田・畑それぞれ3.3㎡(1坪)当たりの金額を記入して下さい。

「住宅用」、「商業・工場用」については、売買実例価格を参考にして、調査地区として妥当と思われる価格を記入してください。但し、「国県道・高速道・鉄道用」、「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など公共施設用」は、売買実例のない場合は記入する必要はありません。

II. 調査地旧市町村の使用目的変更(転用)田畑売買価格(円/3.3㎡) - 「記入の手引」II. の6を参照。

		(3.3㎡当たり)				
	コード	住宅用 (民間)	商業・工場用 (民間)	国県道・高速道・ 鉄道用	学校・公園・公立病院・ 公民館等公共施設用	
田	63	30000	25000			
畑	67	25000	20000			

7. (参考) 樹園地価格について

樹園地価格は、立木を含んだ価格を調査します。

調査する樹園地の作目(柑橘類・リンゴ等)および品種は、その調査地区の旧市町村で最も一般的な作目および品種とします。成園・未成園の区別は、調査地区の旧市町村での通常の区分とします。なお、柑橘類については、()内に温州ミカン、甘夏等具体的に記入してください。また、「その他」には、柑橘類、リンゴ以外の果樹名を具体的に記入してください。

(参考) 樹園地を樹園地として(立木も含んで)売買する価格(千円/10a)

作目名	コード	成園価格	未成園価格
柑橘系 (温州ミカン)	71	60000	50000
リンゴ ()	72	70000	30000
その他 (モモ)	73	120000	60000

(注) 柑橘類の()内には、温州ミカン、甘夏、ハッサク、伊予カン、ネーブル等の名前を具体的に記入してください。なお、ユズ、スダチ、カボス等は柑橘類の中には含まれません。その他の()内には、柑橘類、リンゴ以外の果樹を具体的に記入してください。

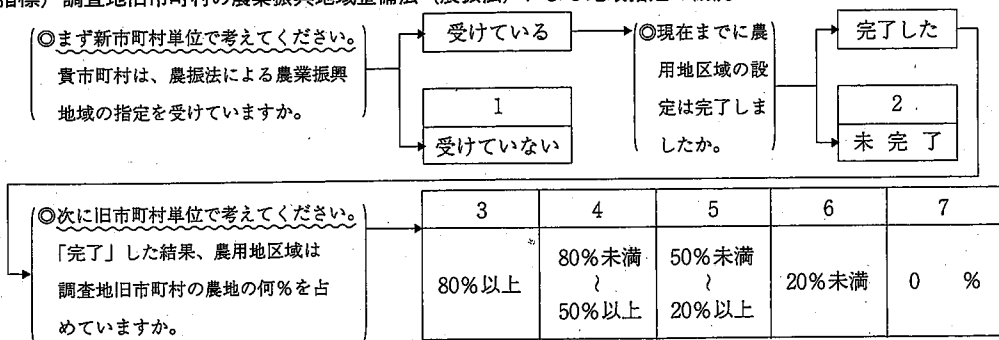
具体的に作物名を記入してください。

以下の手引は指標の区分に見直し等があった場合は、参考にして記入してください

8. (指標) 調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による区分について

原則として昨年の指標を打ち込んでいます。区分の見直し等があった場合は、正しい指標を訂正欄に記入してください。その場合、以下の手順にしたがって記入してください。

(指標) 調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による地域指定の概況について



《指標が変更になった場合の手順》

(ア) 「農振法による農業振興地域の指定を受けていますか」の欄について

調査時点において、貴市町村が新市町村の単位で、農振法による農業振興整備計画地域の指定を受けているかどうかについて、該当する項目に○印をつけてください。

(イ) 「農用地区域の設定は完了しましたか」の欄について

この欄は、農業振興地域の指定を受け、農業振興計画を樹立した市町村で現在までに農用地区域の設定が完了したかどうかを、新市町村単位で答えてください。

なお、農振法の指定を受けても、実質的には農用地の設定が完了していない場合には、「未完了」に○印をつけてください。なお、一部の見直しについては、「完了」扱いとしてください。

(ウ) 旧市町村における農用地区域の設定の状況について

農用地区域の設定が「完了した」と答えた場合、調査地区の旧市町村単位で、その農用地区域の農地が調査旧市町村内の農地が調査旧市町村内の農地の何%位を占めているかについて、3～7番の中から1つを選んで○印をつけてください。

《農用地区域の農地面積割合の算出式》

$$\text{旧市町村の農用地区域の農地面積割合} = \frac{\text{旧市町村の農振農用地区域の農地面積}}{\text{旧市町村の農地面積}}$$

A

◎この調査票は、都市計画法で「市街化区域および市街化調整区域」の線引き指定が行われていない（都市計画区域外）市町村用です。

平成27年 田畑売買価格等に関する調査票

-平成27年5月1日-

都道府県農業会議
全国農業会議所

「記入の手引」をよく読んでから記入してください

調査者 氏名	
-----------	--

コード					8		*	*
	都道府県名	郡名(支庁名)	市町村名	旧市町村名	指標コード			
調査地区					①農振法地域指定区分	②農業地域類型区分	ⅰ県の独自区分	ⅱ県の独自区分

指標コードの①農振法地域指定区分に変更あるいは未記入がある場合は、記入の手引にしたがって裏面に正しい指標を記入してください。

注) 指標における農振法の線引き区分1~7と、記入すべきI. 耕作目的田畑売買価格の表欄a、bとの関係は下記のとおりです。間違った欄に記入しないように注意してください。

指標①	記入すべきIの表欄
1 2 7	b
3 4 5 6	a b

指標①の番号が表している地域指定の概況は、裏面の区分チャートのとおりです。

I. 調査地旧市町村の耕作目的売買価格(千円/10a) - 「記入の手引」II. の3を参照。

農振法による区分	表欄	中田(10a当たり)				中畑(10a当たり)			
		コード	固定資産税評価額	価格	自作地を自作地として売る場合	コード	固定資産税評価額	価格	自作地を自作地として売る場合
農用地区域	a	12	千円	万円	千円	16	千円	万円	千円
農用地区域外	b	31	千円	万円	千円	35	千円	万円	千円

◎前年(平成26年)報告した農用地区域の中田・中畑価格(自作地を自作地として売る場合)

農振法による区分	コード	中田(10a当たり)	コード	中畑(10a当たり)
農用地区域	92	千円	96	千円

◎平成27年の農用地区域の中田・中畑価格(上記表欄のa)は前年(26年、上記表欄)に比べて、どのように変化しましたか。上昇、横ばい、下降のいずれかの番号に○印をつけ、その理由を裏面の整理番号から1つだけ選んで2ケタで(01、02など)記入してください。

(なお、「具体的な理由」欄には、特記する事項があれば、お書きください)

田	コード	1	2	3	の 手引の 理由 番号	理 具 体 的 な 理 由
	51	上 昇	横 ばい	下 降		
畑	コード	1	2	3	の 手引の 理由 番号	理 具 体 的 な 理 由
	55	上 昇	横 ばい	下 降		

(注) 横ばいは±3%以内。 ↑2ケタで記入

使用目的変更(転用)価格の記入項目は裏面にあります。

伝票 No. _____

Ⅱ. 調査地旧市町村の使用目的変更(転用)田畑売買価格(円/3.3㎡) - 「記入の手引」Ⅱ. の6を参照。

	(3.3㎡当たり)				
	コード	住宅用 (民間)	商業・工場用 (民間)	国県道・高速道・ 鉄道用	学校・公園・公立病院・ 公民館等公共施設用
田	63	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
畑	67				

(参考) 樹園地を樹園地として(立木も含んで)売買する価格(千円/10a)

作目名	コード	成園価格	未成園価格
柑橘系 ()	71	千 百 十 円	千 百 十 円
リンゴ ()	72	千 百 十 円	千 百 十 円
その他 ()	73	千 百 十 円	千 百 十 円

(注) 柑橘類の()内には、温州ミカン、甘夏、ハッサク、伊予カン、ネーブル等の名前を具体的に記入してください。なお、ユズ、スタチ、カボス等は柑橘類の中には含めません。その他の()内には、柑橘類、リンゴ以外の果樹を具体的に記入してください。

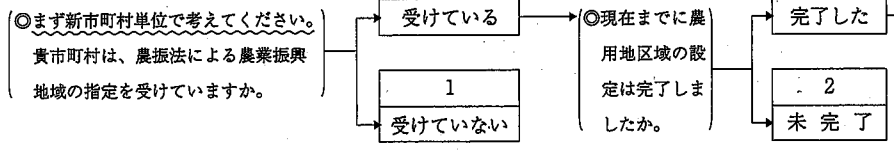
(備考)

(注) 備考欄には、区分ごとに調査地区の対象に選んだ地域(集落など)を控える等してください。

◎農振指標に変更あるいは未記入があった場合は、手引にしたがい下記の項目番号に○をつけてください。

- 「記入の手引」Ⅱ. の8を参照。

(指標) 調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による地域指定の概況について



◎次に旧市町村単位で考えてください。
「完了」した結果、農用地区域は調査地旧市町村の農地の何%を占めていますか。

3	4	5	6	7
80%以上	80%未満 } 50%以上	50%未満 } 20%以上	20%未満	0%

上昇・横ばい・下降の理由と整理番号

上昇の場合	横ばい・下降の場合
<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業収益が増加・安定しているため 2. 農業経営の規模拡大意欲が強い 3. 圃場整備・土地改良事業等が行われたため 4. 農用地区域の周辺で宅地化が進行した影響 5. 他の地区からの代替地としての需要が多いため 6. 工業用地等のための民間企業による買収の影響 7. 道路・鉄道等公共買収の影響 8. 農外資本による土地投機が行われたため 9. 農地は売らないものという意識が強く、売りに出される農地が少ないため 10. 農地価格は上昇するものという意識が強く前年より高い価格で売買されたため 11. その他(具体的な文章で) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全体として農業の生産意欲が減退しているため 2. 米価など農産物価格が低い(不安定な)ため 3. 米の需給調整(生産目標数量)のため 4. 兼業化の進行等による労働力不足のため 5. 離農による過疎化が進行しているため 6. 農業後継者がいないため 7. 農地価格が農業収益等で買える限界まで達したため 8. 農地の買い手が少ないまたは買い控えのため 9. あっせん事業等により価格水準が保たれているため 10. 負債整理のため農地売却が多いため 11. 土地投機や開発、宅地化、代替地取得等がおさまったため 12. その他(具体的な文章で)

◎この「記入の手引」は、調査時点で都市計画法による「市街化区域と市街化調整区域」の線引き指定が行われている市町村用です。

平成 27 年

「田畑売買価格等に関する調査」

調査票（B）記入の手引

平成 27 年 4 月
都道府県農業会議
全国農業会議所

本調査の記入要領は下記のとおりです。調査票の記入に際しては、この「手引」をよく読んで、記入例にしたがい、間違いのないようお願いいたします。

I. 調査方法等

1. 調査時点は平成27年5月1日

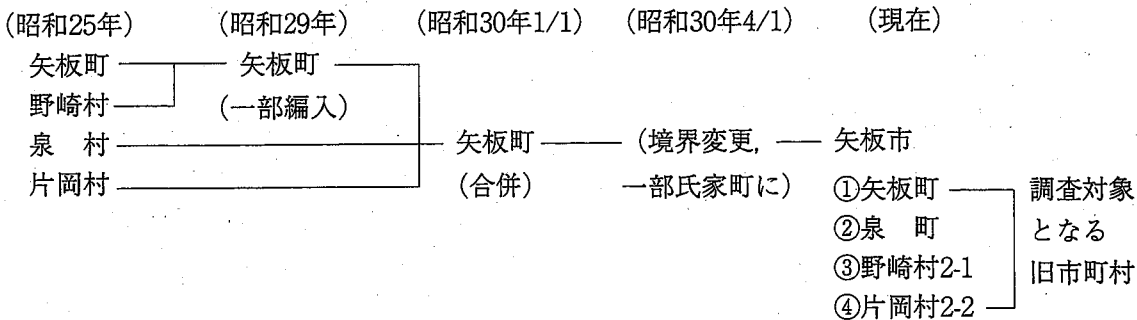
調査時点は平成27年5月1日とします。この時点で実際に取引されるであろう価格を記入してください。

2. 調査対象地区は昭和25年当時の全旧市町村

調査対象地区は、貴農業委員会管内の全旧市町村（昭和25年時を基準）です。したがって、市町村合併または編入に伴う分割や境界変更が生じた場合には、新市町村に対応した旧市町村すべてを対象とします。

例)

この場合、調査対象旧市町村は4町村



注) 合併していない市町村では、その全域がひとつの調査対象地区となりますが、統計利用上の必要から市町村または旧市町村の範囲をさらに細分化した区域に分けて調査対象地区とすることがあります。

3. 調査対象農地

調査対象地区のすべての普通田畑を調査対象農地とします。但し、(参考)では樹園地を対象とします。

4. 田畑売買価格のとり方

耕作目的の売買価格は、実際に取引された売買価格を記入するのではなく、旧市町村内の当該区域内でその地域の状況を最もよく反映した地区の、実際に取引されるであろう価格をとらえ、記入してください。詳しくは、II. 具体的な記入についての3. 耕作目的の中田・中畑売買価格について、6. 使用目的変更(転用)価格についてを参考にして記入してください。

II. 具体的な記入について

調査票は、枠からはみ出さないよう、はっきりした数字で記入してください。

1. 調査地区名について

斜線部分は全国農業会議所で記入

コード								*	*
	都道府県名	郡名(支庁名)	市町村名	旧市町村名	指標コード				
調査地区					①農振法地域指定区分	②都市計画線引き区分	③農業地域類型区分	i 県の独自区分	ii 県の独自区分

2. 指標と調査票のⅠ. 耕作目的売買価格Ⅱ. 使用目的変更(転用)価格との関係について

指標①②における農振法の線引き区分と、記入すべきⅠ. 耕作目的売買価格の表欄a~e、Ⅱ. 使用目的変更(転用)価格の表欄a~eとの関係は下記のとおりです。間違った欄には記入しないように注意してください。

指標①	指標②	Ⅰ・Ⅱで記入する表欄	指標①	指標②	Ⅰ・Ⅱで記入する表欄
1	1	d	3	1	b, d
	2	e		2	なし
	3	c, e		3	a, c, e
2	4	c	4	4	a, c
	5	c, d, e		5	a, b, c, d, e
7	6	c, d	6	6	a, b, c, d
	7	d		7	b, d

3. 耕作目的中田・中畑売買価格について

(1) 耕作目的中田・中畑売買価格について

「調査地区の旧市町村の耕作目的売買価格」の欄には、調査地区の旧市町村内の調査対象地の耕作目的田畑売買価格を、農振法による区分、および中田・中畑の別に、価格(単位:千円/10a)を記入してください。

中田・中畑とは、調査地区の旧市町村において収量水準や生産条件が標準的な田(畑)を指します。

(2) 固定資産税評価額について

「固定資産税評価額」の欄には、調査地旧市町村内の調査地域の耕作目的田畑売買価格を、農振法による区分、および中田・中畑の別に評価額(単位:千円/10a)を記入してください。

(3) 耕作目的売買価格のとり方について

次のような方法で、農地価格を算出するようにしてください。

I. 調査地旧市町村の耕作目的売買価格(千円/10a) - 「記入の手引」II. の3を参照。

農振法による区分	都市計画法による区分	表 欄	中田 (10aあたり)				中畑 (10aあたり)					
			固定資産税評価額		価 格		固定資産税評価額		価 格			
			自作地を自作地として売る場合		自作地を自作地として売る場合		自作地を自作地として売る場合		自作地を自作地として売る場合			
農用地 区域	市街化調整区域	a	01	千円 百円 十円 万円 千円 円	20000000	千円 百円 十円 万円 千円 円	30000000	05	千円 百円 十円 万円 千円 円	15000000	千円 百円 十円 万円 千円 円	20000000
	その他の区域	b	12		000		000	16		000		000
農用地 区域外	市街化調整区域	c	21		30000000		40000000	25		25000000		30000000
	その他の区域	d	31		000		000	35		000		000
	市街化区域	e	41		40000000		50000000	45		35000000		40000000

数字は続き文字にならないようはっきりと記入する。

《手順》

(ア) 調査対象地の特定

農振法および都市計画法の指定を受けている旧市町村では、中田・中畑のそれぞれにつき次の5区分について調査対象地を特定してください。

- ①農用地区域で市街化調整区域の区域
- ②農用地区域で市街化調整区域以外の区域
- ③農用地区域外で市街化調整区域の区域
- ④農用地区域外で市街化調整区域以外の区域
- ⑤市街化区域

なお、農振法および都市計画法の指定を受けている旧市町村では、調査対象農地は以上のような区分で細分されます。該当する区分の農地がない、またはあっても面積割合がきわめて小さい場合などは、記入の必要はありませんが、農用地区域内の市街地調整区域の農地価格は本調査で特に重視している調査対象地ですから、極力把握してください。

なお、調査対象地の決定にあたっては、収量や生産条件が標準的で国県市道沿いなど転用期待の影響の大きい農地を極力除いて設定してください。ひとりの担当者で決定せず、事務局、農業委員などその地域に精通した方の意見を踏まえて特定してください。また、特定した調査対象地については『〇〇集落の中田』など、事務局で必ず控えとして記録に残し、次年度以降の調査においても同一の調査対象地での価格を報告できるようにしてください。やむをえず調査対象地を変更せざるを得ない場合は、十分に検討し、ほぼ同水準の価格の地域を選定して下さい。

(イ) 価格のとり方

耕作目的売買価格は、実際に取引された売買価格を記入するのではなく、調査時点(5月1日現在)で旧市町村内の調査対象地において、売り手・買い手の双方が妥当とみて実際に取引されるであろう中田・中畑の価格を記入してください。この価格の把握にあたっては、調査時点にできるだけ近い時点の売買実例価格や地域での「呼び値(売り手や買い手の希望価格)」、農業委員など調査対象地の事情に精通した方の意見を参考にして、できるだけ客観的に算出してください。この際売買実例の金額そのものではなく、過去からのすう勢を参考にしつつ、現在の見込みを記入して下さい。

なお、売買実例価格を参考にする場合は、代替地取得による場合などによって、いちじるしく水準が高い、あるいは著しく低いような実例(おおむね上下20%を超えるもの)については、明確な理由があるもの以外は除外するようにしてください。

また、算出した価格については、農業委員会総会、農地部会等で検討いただくようお願いいたします。

4. 前年(平成26年)報告した農用地区域の中田・中畑の価格について

前年(平成26年)報告した農用地区域の中田・中畑の価格については、全国農業会議所であらかじめ前年の数値を打ち込んでいます(前年に報告がなかった場合は、空欄になります)。

5. 農用地区域の中田・中畑自作地価格の上昇・横ばい・下降について

(1) 上昇・横ばい・下降について

この欄には、農振農用地区域の中田・中畑の価格が前年の価格にくらべてどのように変化したかについて記入してください。

- ・前年に比べて値上がり（3%超）の場合は、「上昇」に○印をつけてください。
- ・前年に比べて横ばい（±3%以内の変動）の場合は、「横ばい」に○印をつけてください。
- ・前年に比べて値下がり（3%超）の場合は、「下降」に○印をつけてください。

◎平成27年の市街化調整区域の農用地区域の中田・中畑価格（上記表欄のa）は前年（26年、上記表欄）に比べて、どのように変化しましたか。上昇、横ばい、下降のいずれかに○印をつけ、その理由を記入の手引の整理番号から1つだけ選んで記入してください。
 （なお、「具体的な理由」欄には、特記する事項があれば、お書きください）

田	コード	1	②	3	の手引の理由番号	0	4	理 具 体 的 な 理 由
	51	上 昇	横 ば い	下 降				
畑	コード	1	②	3	の手引の理由番号	0	5	理 具 体 的 な 理 由
	55	上 昇	横 ば い	下 降				

理由番号は、2ケタで必ず1つだけ記入する。

(2) 上昇・横ばい・下降の理由について

「上昇」、「横ばい」、「下降」の理由は、下記の整理番号のなかから該当するものを1つだけ選んで記入し、特記する事項があれば、別途お書きください。

上昇・横ばい・下降の理由と整理番号

上 昇 の 場 合	横 ば い ・ 下 降 の 場 合
01. 農業収益が増加・安定しているため	01. 全体として農業の生産意欲が減退しているため
02. 農業経営の規模拡大意欲が強いため	02. 米価など農産物価格が低い（不安定な）ため
03. 圃場整備・土地改良事業等が行われたため	03. 米の需給調整（生産目標数量）のため
04. 農用地区域の周辺で宅地化が進行した影響	04. 兼業化の進行等による労働力不足のため
05. 他の地区からの代替地としての需要が多いため	05. 離農による過疎化が進行しているため
06. 工業用地等のための民間企業による買収の影響	06. 農業後継者がいないため
07. 道路・鉄道等公共買収の影響	07. 農地価格が農業収益等で買える限界まで達したため
08. 農外資本による土地投機が行われたため	08. 農地の買い手が少ないまたは買い控えのため
09. 農地は売らないものという意識が強く、売りに出される農地が少ないため	09. あっせん事業等による価格水準が保たれているため
10. 農地価格は上昇するものという意識が強く前年より高い価格で売買されたため	10. 負債整理のため農地売却が多いため
11. その他（具体的な文章で）	11. 土地投機や開発、宅地化、代替地取得等がおさまったため
	12. その他（具体的な文章で）

6. 使用目的変更（転用）価格について

使用目的変更（転用）価格は、農地（田・畑）を転用目的で売買する価格のうち、民間の開発による「住宅用」、同じく「商業・工場用」と、「国県道・高速道・鉄道用」（市町村道は含まない）、「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など公共施設用」の4つの用途別および、都市計画法による区分別に、田・畑それぞれ3.3㎡（1坪）当たりの金額を記入して下さい。

「住宅用」、「商業・工場用」については、売買実例価格を参考にして、調査地区として妥当と思われる価格を記入してください。ただし、「国県道・高速道・鉄道用」、「学校・公園・運動場・公立病院・公民館など公共施設用」は、売買実例のない場合は記入する必要はありません。

Ⅱ. 調査地旧市町村の使用目的変更(転用)田畑売買価格(円/3.3㎡) - 「記入の手引」Ⅱ. の6を参照。

都市計画法による区分	表欄	コード	田 (3.3㎡当たり)				
			住宅用(民間)	商業・工場用(民間)	国県道・高速道・鉄道用	学校・公園・公立病院・公民館等公共施設用	
市街化区域	e	61	30000	25000			
市街化調整区域	a・c	62	25000	20000			
その他の区域	b・d	63					
畑 (3.3㎡当たり)							
市街化区域	e	65	25000	20000			
市街化調整区域	a・c	66	20000	15000			
その他の区域	b・d	67					

7. (参考) 樹園地価格について

樹園地価格は、立木を含んだ価格を調査します。

調査する樹園地の作目(柑橘類・リンゴ等)および品種は、その調査地区の旧市町村で最も一般的な作目および品種とします。成園・未成園の区別は、調査地区の旧市町村での通常の区分とします。

なお、柑橘類については、()内に温州ミカン、甘夏等具体的に記入してください。また、「その他」には、柑橘類、リンゴ以外の果樹名を具体的に記入してください。

(参考) 樹園地を樹園地として(立木も含んで)売買する価格(千円/10a)

作目名	コード	成園価格	未成園価格
柑橘類 (温州ミカン)	71	60000	50000
リンゴ ()	72	70000	30000
その他 (モモ)	73	120000	60000

(注)柑橘類の()内には、温州ミカン、甘夏、ハッサク、伊予カン、ネーブル等の名前を具体的に記入してください。なお、ユズ、スダチ、カボス等は柑橘類の中には含まれません。その他の()内には、柑橘類、リンゴ以外の果樹を具体的に記入してください。

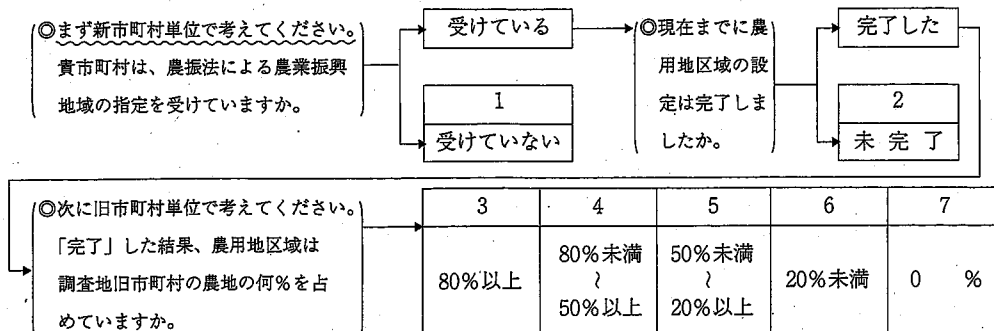
具体的に作物名を記入してください。

以下の手引は指標の区分に見直し等があった場合は、参考にして記入してください

8. (指標) ①の調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による区分について

原則として昨年の指標を打ち込んでいます。区分の見直し等があった場合や指標①の欄が未記入の場合は、正しい指標を訂正欄(裏面下欄)に記入してください。その場合は、以下の手順にしたがって記入してください。

(指標①) 調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による地域指定の概況について



《指標が変更になった場合の手順》

(ア) 「農振法による農業振興地域の指定を受けていますか」の欄について

調査時点において、貴市町村が新市町村の単位で、農振法による農業振興整備計画地域の指定を受けているかどうかについて、該当する項目に○印をつけてください。

(イ) 「農用地区域の設定は完了しましたか」の欄について

この欄は、農業振興地域の指定を受け、農業振興計画を樹立した市町村で現在までに農用地区域の設定が完了したかどうかを、新市町村単位で答えてください。

なお、農振法の指定を受けても、実質的には農用地の設定が完了していない場合には、「未完了」に○印をつけてください。なお、一部の見直しについては、「完了」扱いとしてください。

(ウ) 旧市町村における農用地区域の設定の状況について

農用地区域の設定が「完了した」と答えた場合、調査地区の旧市町村単位で、その農用地区域内の農地が調査旧市町村内の農地の何%位を占めているかについて、3～7番の中から1つを選んで○印をつけてください。

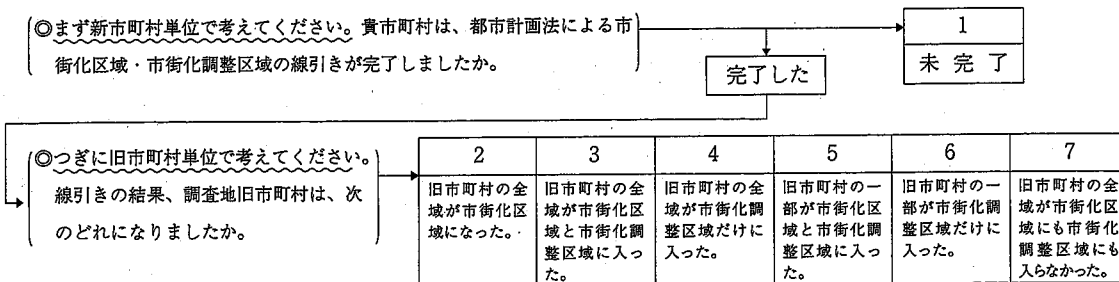
《農用地区域の農地面積割合の算出式》

$$\text{旧市町村の農用地区域の農地面積割合} = \text{旧市町村の農振農用地区域の農地面積} / \text{旧市町村の農地面積}$$

9. 指標②の都市計画法の区分について

原則として昨年の指標を打ち込んでいます。区分の見直しがあった場合や指標②の欄が未記入の場合等は、正しい指標を訂正欄（裏面下欄）に記入してください。その場合、以下の手順にしたがって記入してください。

(指標②) 調査地旧市町村の都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の線引き実施状況について



《指標に変更があった場合の手順》

(ア) 「線引きが完了しましたか」の欄について

まず新市町村単位で調査時点現在、貴市町村で都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の線引きが「完了した」か、「未完了」かを答えてください。

(イ) 調査地旧市町村における市街化区域・市街化調整区域の線引き概要について

都市計画法における市街化区域・市街化調整区域の線引きが完了している場合、調査地区の旧市町村単位では、その線引きがどのようになったか、2～7番の中の1つに○印をつけてください。



◎この調査票は、都市計画法で「市街化区域および市街化調整区域」の線引き指定が行われている市町村用です。

平成27年 田畑売買価格等に関する調査票

-平成27年5月1日-

都道府県農業会議
全国農業会議所

「記入の手引」をよく読んでから記入してください

調査者
氏名

コード						*	*
	都道府県名	郡名(支庁名)	市町村名	旧市町村名	指標コード		
調査地区					①農振地域指定区分	②都市計画法線引き区分	③農業地域類型区分 I 県の独自区分 II 県の独自区分

指標コード①農振法地域指定区分、あるいは②都市計画法線引き区分に変更あるいは未記入がある場合は、記入の手引にしたがって裏面に正しい指標を記入してください。

注) 指標①②における農振法の線引き区分と、記入すべきI・耕作目的売買価格の表欄a~e、II. 使用目的変更(転用) 価格の表欄a~eとの関係は下記のとおりです。間違った欄に記入しないように注意してください。

指標 ①	指標 ②	I・IIで記入する表欄	指標 ①	指標 ②	I・IIで記入する表欄
1	1	d	3	1	b, d
	2	e		2	なし
	3	c, e		3	a, c, e
2	4	c	4	4	a, c
	5	c, d, e		5	a, b, c, d, e
7	6	c, d	6	6	a, b, c, d
	7	d		7	b, d

I. 調査地旧市町村の耕作目的売買価格(千円/10a) - 「記入の手引」II. の3を参照。

貴市町村が、都市計画法による線引き「未完了」の場合は、「その他の区域」の該当欄に記入してください。

農振法による区分	都市計画法による区分	表欄コード	中田 (10aあたり)		中畑 (10aあたり)	
			固定資産税評価額	価格	固定資産税評価額	価格
			自作地を自作地として売る場合		自作地を自作地として売る場合	
農用地区域	市街化調整区域	a 01	千円	千円	千円	千円
	その他の区域	b 12	千円	千円	千円	千円
農用地区域外	市街化調整区域	c 21	千円	千円	千円	千円
	その他の区域	d 31	千円	千円	千円	千円
	市街化区域	e 41	千円	千円	千円	千円

◎前年(平成26年)報告した農用地区域の中田・中畑価格(自作地を自作地として売る場合)

農振法区分	都市計法区分	コード	中田(10aあたり)	コード	中畑(10aあたり)
農用地区域内	市街化調整区域	81	千円	85	千円

◎平成27年の市街化調整区域の農用地区域の中田・中畑価格(上記表欄のa)は前年(26年、上記表欄)に比べて、どのように変化しましたか。上昇、横ばい、下降のいずれかに○印をつけ、その理由を記入の手引の整理番号から1つだけ選んで2ケタで(01, 02など)記入してください。(なお、「具体的な理由」欄には、特記する事項があれば、お書きください)

田	コード	1	2	3	の 手引の 理由 番号	理 具 体 的 な 理 由
	51	上 昇	横 ばい	下 降		
畑	コード	1	2	3	の 手引の 理由 番号	理 具 体 的 な 理 由
	55	上 昇	横 ばい	下 降		

(注) 横ばいは±3%以内。 ↑2ケタで記入

使用目的変更(転用) 価格の記入項目は裏面にあります。

指標①・②の番号が表示している地域指定の概況は、裏面の区分チャートのとおりです。

伝票. No.

II. 調査地旧市町村の使用目的変更(転用)田畑売買価格(円/3.3㎡) - 「記入の手引」II. の6を参照。

都市計画法による区分	表コード	田 (3.3㎡当たり)				
		住宅用(民間)	商業・工場用(民間)	国県道・高速道・鉄道用	学校・公園・公立病院・公民館等公共施設用	
市街化区域	e 61	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
市街化調整区域	a・c 62					
その他の区域	b・d 63					
畑 (3.3㎡当たり)						
市街化区域	e 65	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	十 万 千 百 十 円
市街化調整区域	a・c 66					
その他の区域	b・d 67					

(参考) 樹園地を樹園地として(立木も含んで)売買する価格(千円/10a)

作目名	コード	成園価格	未成園価格
柑橘類	71	千 百 十 円	千 百 十 円
リンゴ	72	千 百 十 円	千 百 十 円
その他	73	千 百 十 円	千 百 十 円

(注) 柑橘類の()内には、温州ミカン、甘夏、ハッサク、伊予カン、ネーブル等の名前を具体的に記入してください。なお、ユズ、スタチ、カボス等は柑橘類の中には含めません。その他の()内には、柑橘類、リンゴ以外の果樹を具体的に記入してください。

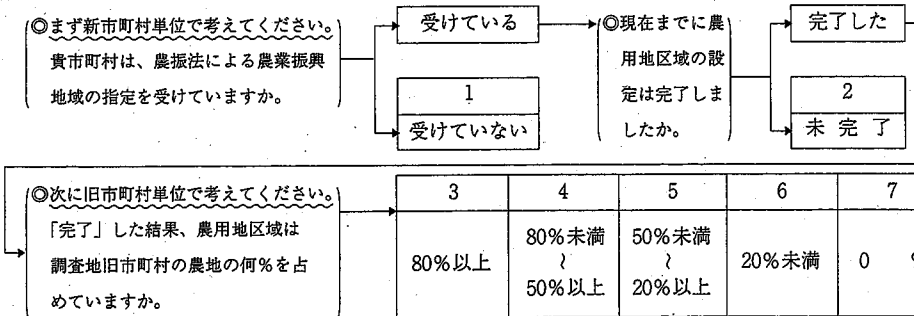
(備考)

(注) 備考欄には、区分ごとに調査地区の対象に選んだ地域(集落など)を控える等してください。

◎農振指標、都計指標に変更あるいは未記入があった場合は、手引にしたがい下記の項目番号に○をつけてください。

- 「記入の手引」II. の8・9を参照。

(指標①) 調査地旧市町村の農業振興地域整備法(農振法)による地域指定の概況について



(指標②) 調査地旧市町村の都市計画法による市街化区域・市街化調整区域の線引き実施状況について

